

茨城県報 第7523号

昭和62年2月5日

木曜日

目次

規 則	ページ
●茨城県財務規則の一部を改正する規則(出納第一課)	1
告 示	
●保険医及び保険薬剤師の登録(保険課)	3
●木材業者等の登録(林政課)	3
●新規土地改良事業の審査(農地管理課)	4
●新規土地改良事業の認可(2件)(")	4
●定款変更を伴う新規土地改良事業の認可(")	5
●土地改良法に基づく換地処分(2件)(")	5
●道路の区域変更(2件)(道路維持課)	5
●都市計画事業の認可(下水道課)	6
●都市計画事業の変更認可(3件)(")	7
(選挙管理委員会)	
●昭和62年茨城県選挙管理委員会第2回定例会の招集	8
公 告	
●漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞(漁政課)	9
●開発行為の工事完了(3件)(建築指導課)	9
●道路位置の指定(")	10

規 則

茨城県規則第6号

茨城県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和62年2月5日

茨城県知事 竹内 藤 男

茨城県財務規則の一部を改正する規則

茨城県財務規則(昭和44年茨城県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第6項本文」を「第5項本文」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「支払い」を「支払」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第79条第1項中「支払い」を「支払」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「より」

を「よる」に、「直ちに」を「直ちに、」に、「手続き」を「手続」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項本文中「において利子」の次に「(指定金融機関に預け入れた集中管理に係る職員の給与の保管により生ずる利子を除く。)」を加え、「つど」を「都度」に改め、同項ただし書中「給与及び」を削り、「旅費の保管から」を「旅費の保管により」に改め、「(小学校等の職員の給与の保管から生ずる利子にあつては、当該小学校等を所轄する教育事務所長である公所長)」を削り、同項の次に次の1項を加える。

- 3 集中管理に係る職員の給与の資金前渡に係る知事等は、当該給与に係る前渡金を指定金融機関に預け入れた場合において利子が生じたときは、指定金融機関に対し、利子記入の都度その旨について報告させなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(茨城県病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

- 2 茨城県病院事業の財務に関する特例を定める規則(昭和47年茨城県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第4条の2に次の1項を加える。

- 2 資金前渡の方法により支払をさせる場合において、公所に属する職員の給与の保管により生ずる利子に係る歳入予算の執行は、公所長に委任する。

第36条の次に次の1条を加える。

(前渡金の利子)

第36条の2 資金前渡職員は、財務規則第79条第1項の規定により前渡金を預け入れた場合において利子が生じたときは、当該利子のうち職員の給与の保管により生ずる利子にあつては、利子記入の都度その旨を資金前渡職員の所属する知事又は公所長に報告するものとする。

- 2 知事又は公所長は、前項の規定により報告を受けたときは、直ちに、収入の手続をしなければならない。

(茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業の会計の特例に関する規則の一部改正)

- 3 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業の会計の特例に関する規則(昭和45年茨城県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第4条の2に次の1項を加える。

- 2 資金前渡の方法により支払をさせる場合において、公所に属する職員の給与の保管により生ずる利子に係る歳入予算の執行は、公所長に委任する。

第35条の次に次の1条を加える。

(前渡金の利子)

第35条の2 資金前渡職員は、財務規則第79条第1項の規定により前渡金を預け入れた場合にお

いて利子が生じたときは、当該利子のうち職員の給与の保管により生ずる利子にあつては、利子記入の都度その旨を資金前渡職員の所属する知事又は公所長に報告するものとする。

2 知事又は公所長は、前項の規定により報告を受けたときは、直ちに、収入の手続をしなければならない。

告 示

茨城県告示第216号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により、次の医師及び薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

昭和62年2月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

氏 名	登録記号番号	登録年月日
伊 藤 浩	茨 医 6 2 6 5	62. 1. 16
宮 園 一 樹	" 6 2 6 6	"
高 須 幸 子	茨 薬 1 1 3 3	62. 1. 14

茨城県告示第217号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第5条第1項の規定により次の者を木材業者等として登録した。

昭和62年2月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

木材業者登録簿

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代 表 者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種	備 考
					所 在 地	名 称		
1280	62. 1. 28	久慈郡大子町 南田気247	菊池初太郎	菊池材木店	住所に同じ	商号に同じ	素材生産	
3060	"	鹿島郡神栖町 知手中央 2-8-48	齐藤 章	(株) 齐藤材木店	"	"	販売業	
3061	"	鹿島郡大野村 志崎744-1	飯島隆太郎	飯島材木店	"	"	"	
4169	"	稲敷郡河内村 源清田 2436-1	池田 好雄	池田木材	"	"	"	

木材業者事項変更登録簿

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代 表 者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種	備 考
					所 在 地	名 称		
1045	61. 8. 1	那珂郡美和村 高部389	岡山 肇	美和木材 協 同 組 合	住所に同じ	商号に同じ	素材生産	変更前
同 上	同 上	同 上	平塚好男子	同 上	同 上	同 上	同 上	変更後

茨城県告示第218号

砂郷村長石崎金力から昭和61年12月4日付けで認可申請のあつた舟平地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年2月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 舟平地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和62年2月5日から昭和62年2月25日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 金砂郷村役場

茨城県告示第219号

昭和61年10月17日付けで沼前土地改良区から認可申請のあつた大千俵地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和62年1月26日認可した。

昭和62年2月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第220号

昭和61年10月22日付けで東茨城郡常北町大字上入野3774久貝永保ほか20名から認可申請のあつた小松地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和62年1月26日認可した。

昭和62年2月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第221号

昭和61年10月25日付けで生子菅土地改良区から申請のあつた菅谷北地区土地改良事業及び定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項及び第30条第2項の規定により昭和62年1月23日認可した。

昭和62年 2 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第222号

昭和61年12月16日付け農管指令第420号をもつて認可した国木平地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和62年 2 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第223号

県営牛堀地区土地改良事業（区画整理）の工事は、昭和59年3月31日をもつて完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

昭和62年 2 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第224号

県営潮来出島地区土地改良事業区画整理の工事は、昭和49年3月31日をもつて完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

昭和62年 2 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和62年2月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年 2 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 竜ヶ崎阿見線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
牛久市正直町536—1番地から 牛久市久野町1201番地まで	旧	メートル 最大 13.20 最小 3.60	メートル 2,035.00	
牛久市正直町537番地から 牛久市久野町1185番地まで	新	最大 28.50 最小 6.00	2,185.00	牛久市道と振替のための区域変更木原正直線と重用1,561m

茨城県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和62年2月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年2月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 笠間常陸太田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡金砂郷村大字松栄 字関戸1434—1番地から	旧	メートル 最大 13.00 最小 10.00	メートル 62.00	
久慈郡金砂郷村大字中野 字堰戸1187—1番地まで	新	最大 13.00 最小 10.00 最大 8.50 最小 8.50	62.00 74.00	迂回路設置

茨城県告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和62年2月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 大洗町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水戸勝田都市計画下水道事業大洗第2都市下水路
- 3 事業施行期間 昭和62年2月5日から昭和65年3月31日まで

4 事 業 地

- (1) 収用の部分 な し
- (2) 使用の部分 大洗町大貫町字寺釜地先, 字寺釜及び字勘十堀地内

茨城県告示第228号

都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第63条第 1 項の規定により, 事業計画の変更を認可したので, 同条第 1 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき, 次のとおり告示する。

昭和62年 2 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 土浦市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
土浦・阿見都市計画下水道事業荒川沖都市下水路
- 3 事業施行期間 昭和48年 1 月 8 日から昭和64年 3 月31日まで
- 4 事 業 地
 - (1) 収用の部分 昭和56年11月24日茨城県告示第1708号のとおり
 - (2) 使用の部分 昭和56年11月24日茨城県告示第1708号のとおり

茨城県告示第229号

都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第63条第 1 項の規定により, 事業計画の変更を認可したので, 同条第 1 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき, 次のとおり告示する。

昭和62年 2 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 大穂町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
研究学園都市計画下水道事業大穂町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和52年 6 月30日から昭和66年 3 月31日まで
- 4 事 業 地
 - (1) 収用の部分
昭和60年 1 月 7 日茨城県告示第65号の事業地に, 大字大砂字大久保の一部を加える。
 - (2) 使用の部分
昭和60年 1 月 7 日茨城県告示第65号の事業地に, 大字大砂字大久保, バラリ, 上谷津, 木塚, 立出シの各一部及び南木塚の全部を加える。

茨城県告示第229-2号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和62年2月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 莖崎町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
研究学園都市計画下水道事業莖崎公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和56年10月8日から昭和68年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 莖崎町天宝喜字宇津木崎、莖崎町稲荷川字古橋下、莖崎町森の里の各一部
 - (2) 使用の部分 昭和56年10月8日茨城県告示第1471号の事業地に次の事業地を追加する。
 莖崎町天宝喜字台口、字後久保、字出口の全部
 天宝喜字明神山、字遠下田、字弥太郎内、字北岨、字平、字宮久保、字若宮久保、字田道久保、字宇津木崎、字佐右衛門田久保、字中内、字間ノ田、字下口、字通口、字下田の各一部
 小莖字馬場先、字七軒丁、字天王前、字天王後、字天王脇、字柿木畑、字徒歩橋道、字新地、字大橋道、字門、字高崎道付、字屋敷尻の全部
 小莖字カニ台、字庚申塚、字道祖神、字裏畑、字上宿、字下宿、字塚岸、字高下、字前本郷、字後本郷、字前原、字徒歩橋、字天神山、字宮ノ下、字六斗蒔、字水神山、字六斗蒔裏、字新山、字皿久保、字橋本、字南、字大船戸、字根田道、字堂免、字ホジャの各一部
 稲荷川字古橋下、字宝陽台下の各一部
 庄平衛新田字小莖下、字ホジャガン台の各一部
 森の里の全部
 城山の全部
 宝陽台の全部

~~~~~

(選挙管理委員会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第6号

昭和62年茨城県選挙管理委員会第2回定例会を次のとおり招集する。

昭和62年2月5日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八木下 繁 一



- 1 日 時 昭和62年2月19日(木)午前11時
- 2 場 所 茨城県水戸市三の丸  
茨城県職員会館
- 3 議 題
- (1) 知事選挙の執行について
- (2) そ の 他

---

公 告

---

●漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞

茨城県海面漁業調整規則(昭和39年12月18日茨城県規則第87号)第49条及び第51条の規定による行政処分に関する聴聞を次のとおり行うので、茨城県漁業関係聴聞規則(昭和40年11月4日茨城県規則第104号)第2条の規定により公告する。

昭和62年2月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 事 項 茨城海区における漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞
- 2 期 日 昭和62年2月17日
- 3 場 所 水戸市三の丸1-7-41  
県職員会館

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和62年2月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
竜ヶ崎市字川余郷4616番1, 同番7の一部, 同番10, 同番13から同番15まで, 同番18, 同番19, 4617番
- 2 事業主の住所及び氏名  
竜ヶ崎市半田町1008  
北 沢 良 久  
竜ヶ崎市4101  
松 田 政 哉  
竜ヶ崎市4519  
石 川 五 郎

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡守谷町守谷字上裏甲257番1, 同番6

## 2 事業主の住所及び氏名

水戸市城東1丁目3番24号

水戸日産モーター株式会社

代表取締役 竹 内 成 一

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字結城字観音台6096番1, 6097番

## 2 事業主の住所及び氏名

結城市大字結城370番地

有限会社 ダスキニューキ

代表取締役 尾 崎 春 吉

## ●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和62年 2 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号          | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                          |                                 | 道 路 の 位 置               | 道路幅員及び延長     |               |
|---------------|--------------|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------|--------------|---------------|
|               |              | 氏 名                            | 住 所                             |                         | 幅 員          | 延 長           |
| 潮土木指令<br>第41号 | 62. 1. 22    | (株)<br>メイキング<br>代表取締役<br>石川 博重 | 東京都新宿区百<br>人町1-20-3<br>渡辺ビル705号 | 鹿島郡大野村大字棚木<br>字原山504-13 | メートル<br>6.20 | メートル<br>58.10 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2, 0 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人  
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所